

第7章 わが国における環境CBを支える市民出資・市民金融の発展方策

I. 調査の前提

本年度の調査では、大きな方針として次の3点について解決策を検討するものとしていた。

図表 7-1 本年度調査における検討課題

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①市民出資・市民金融の現状について、実務的な側面から再整理を行い、その役割を明確化した上で、課題を整理する。②地域連携による環境CBサポート手法を検討・確立する。③市民出資・市民金融発展に向けた制度的枠組みを検討する。 |
|---|

本章では、調査の結果を踏まえ、今後の市民出資・市民金融の発展のための仕組みづくりのために必要な事項について、現状と課題、及び解決方策に分け整理する。

II. 環境 CB を支える市民出資・市民金融の発展方策

1. 環境 CB 及び市民出資・市民金融の意義と現状の課題

1.1 環境 CB 及びそれを支える市民出資・市民金融の意義

本年度の調査の結果、わが国において、環境 CB や、環境 CB の持続的成長を支える主体としての市民出資・市民金融には、下記の通りの意義や役割があることが再確認できた。

図表 7-2 環境 CB の意義

- ・わが国において、環境問題・社会問題解決の主たる担い手は、従来はパブリックセクターであったが、環境問題・社会問題の多様化・複雑化やパブリックセクターの財政的逼迫、市民意識の変化等を背景として、環境 CB といった新たな主体による問題解決への期待が高まっている
- ・環境 CB を始めとする多様な主体が連携・協働して問題解決に取り組むことにより、地域において多様化・複雑化するニーズに柔軟かつ効率的・効果的に対応することができると考えられる
- ・また、環境問題・社会問題に対する意識の高まりを受け、企業や民間団体等が環境 CB に取り組むことで、社会貢献を通じた自己実現を果たすことができる
- ・このように、環境 CB は、多様化する環境問題・社会問題に対応する新たな担い手として、重要な意義を持つ

図表 7-3 環境 CB の持続的成長を支える市民出資・市民金融の意義

- ・環境 CB は、ヒト・カネ・情報・ネットワーク等の確保において様々な課題に直面しており、環境 CB の持続的な運営のためには、地域社会における様々な主体によるサポートが必要とされている
- ・環境 CB を育成・支援するひとつの手段として、CF を始めとする市民出資・市民金融が地域において自然発生的に登場しており、特に資金確保や事業運営上の様々な支援にあたって、重要な役割を果たしている
- ・また、市民出資・市民金融を行う CF 等への市民からの出資は、市民にとっても環境問題・社会問題解決への参加や環境配慮の意思表示の一手段として重要な意味を持つ
- ・さらに、市民出資・市民金融が行政や中間支援組織、民間金融機関等と連携・協働して取り組むことにより、それぞれの主体が独自に取り組むよりも、より効果的・効率的な環境 CB 事業者の育成・支援に繋がる
- ・このように、市民出資・市民金融の取り組みは、環境 CB 事業者の社会貢献に対する志と、環境 CB あるいは CF に出資する市民の意思をつなぐことを可能とするものであり、地域社会における様々な主体との連携・協働を通じて、地域の資金循環や問題解決を進めるに当たって重要な意義を持つ

1.2 確認できた課題

市民出資・市民金融を活用し、環境 CB の持続的成長を促すためには、(1) 市民から CF や CB に対しての出資を促進させるための施策と、(2) CB の持続的成長を支えるための支援の仕組み、の両者が必要であることが確認できた。

(1) 市民から CF や CB への出資を促進する施策の必要性

近年、地域社会における多様な社会課題に対して、地域で生活をする市民自らが事業を行って、問題の解決を目指そうという動きが活発になっている。公共セクターの財政逼迫や国民のニーズの多様化を背景として、こうした CB 事業者は様々な社会問題の解決の担い手として必要性が認識されている（第6章 II. 3. 参照）。本調査で対象とした国内外の市民出資・市民金融に関する各種事例調査や、あり方検討会・実務者検討会での議論では、CB 事業者による取り組みを後押しするためのひとつの有用な方法として、市民出資・市民金融が一定の役割を果たすことが示された。

一方で、現状では、CB や CF に対する一定の出資意向はみられるものの、実際に出資している国民は少なく、出資をする上ではいくつかの条件が満たされる必要があることが明らかになった（第2章 III. 3. 参照）。

今後、こうした動きを一層促進させ、出資者の意思を環境問題等の社会問題の解決に上手く結びつける社会を実現するためには、市民が CF や CB に出資する際の意思を尊重し、市民が安心して出資できる仕組みや、CB の成長や社会的価値を実感し理解を深めるための仕組みを構築すること、またそれに向けた政策的支援が必要である。

図表 7-4 必要な仕組み（その1）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 市民が安心して市民出資・市民金融に出資できる仕組み➤ CB の成長や社会的価値を実感できる仕組み |
|---|

(2) CB の持続的成長を支えるための支援の仕組みの必要性

実務者検討会からは、環境 CB の持続的成長が地域社会にとって必要であるという認識が示された一方で、環境 CB は依然として経営面での課題を多く抱えており、市民出資・市民金融も含め成長を支えるための仕組みが必要との意見が出された。

モデル事業からは、より効果的・効率的に環境 CB を支援し、環境 CB が抱える課題を解決するための仕組みとして、特に地域連携の重要性が指摘された。

こうしたことから、地域資源を組み合わせ、CB の発展段階に応じて事業全体をマネジメントできる人材の育成やハンズオン支援等、CB の持続的成長を支えるための支援体制の整備が必要である。またこうした支援を継続するためには、支援に必要となるコスト負担のあり方を検討する必要がある。

図表 7-5 必要な仕組み（その2）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">➤ CB の成長を支える人材の育成・ハンズオン支援の仕組み➤ CB 支援のための地域連携を促進させる仕組み➤ 支援際のコスト負担のあり方の検討 |
|---|

2. 解決方策 ー市民出資・市民金融の発展と環境 CB の持続的成長に向けてー

図表 7-4及び図表 7-5に示した仕組みを具体化するため、以下のような施策に取り組むことが必要である。

(1) 環境 CB の経営課題を共に解決する人材・組織の育成・充実と、官民が協力して支援コストを吸収する仕組み作り

環境 CB の持続的成長のためには、環境 CB の経営課題を、CB と共に考え、解決する（ハズオン型の支援を行う）ことのできる人材や組織が必要である。

本年度のモデル事業においては、特に起業前～事業開始直後等、「スタートアップ期」にある環境 CB や、より広がりのある事業に向けた経営基盤の強化や販路拡大等が必要となる、いわゆる「事業展開期」にある環境 CB において、支援の必要性がより高まることが確認できた。

また、実務者検討会では、CB には、CB が中小事業者であるが故の課題（例えば人材・資金等の経営資源が乏しい、信用力が低い等）と、CB 特有の課題（例えば社会問題に対処するためのサービス提供の対価を安定的に得られるようなビジネスモデルを構築しづらい等）の両者があることが指摘された。

このうち、①については、一般の中小企業やベンチャー企業を対象とした各種施策と連携することによる解決が有用である。②については、地域連携によって、CB を支える仕組みが不可欠になる。具体的には、CB の状況を的確に把握し、必要な支援を判断した上で、成長に必要なプロセスをマネジメントできる人材（コーディネーター）の育成と、専門的観点からの支援を行う組織の整備・充実が求められる。またこうした支援にかかるコストを吸収する仕組みのあり方についても検討を行う必要がある。

1) 環境 CB の成長に必要なプロセスをマネジメントできる人材の育成

環境 CB には、自らのビジネスモデルや事業内容に応じて、人材や資金等の経営資源を集約し、地域内の協力者を得ながら事業を成功に導く努力が求められる。

一方で、現在のわが国の環境 CB の実態を見ると、地域の現場で実際に CB を立ち上げるリーダー及び少数の中心的メンバーのみでは、経営に必要な資源やノウハウ・人材の全てを賄うことは難しい場合が多い。また、自らのビジネスプランを成立させる上で、どのような支援が必要か客観的な分析を行うことができず、誰に相談すべきか、何を補填すべきかについて判断できなかつたり、迷いや戸惑いを感じる環境 CB も多い。こうしたことにより、本来必要な支援を環境 CB が受けられていないケースがある。

例えば、会計・経理・税務・労務等の組織マネジメント面での支援と、地域内の合意形成を進めるための支援は大きく異なるが、環境 CB の支援においては、環境 CB の状況を的確に分析し、様々な支援メニューの中で支援内容や方法を臨機応変に変化させる必要がある。

したがって、支援側には、環境 CB に必要な支援を的確に判断し、必要に応じて環境 CB と専門家を繋いだり、金融機関との出会いの機会を作る等、有機的に支援内容や方法を組み変えることのできる判断能力とコーディネート力を備えた人材（コーディネーター）が必要

とされる⁵²。

また、同時にコーディネーターは、延々と支援を行い続けるのではなく、支援先との適切な距離を保ちながら、環境 CB が自ら考え行動する機会も作り出し、自立を促す支援を行う必要がある。

こうしたコーディネーターの活動を広げ、環境 CB が適切に支援を受けられるようにするには、コーディネーターの果たす役割を十分認識し、こうした人材の活動基盤を確保するよう配慮する必要がある。

図表 7-6 環境 CB の成長に必要なプロセスをマネジメントできる人材の育成

- ◆コーディネーターに必要な能力としては、以下の7点。
 - ① CB の抱える課題を分析する力
 - ②分析した課題に対し、CB の発展段階に応じて支援方策やタイミングを見極める力
 - ③地域の物的資源と専門家等の人的資源を把握し、CB につなぐ力
 - ④地域内の各ステークホルダーと円滑に意思疎通できる高いコミュニケーション能力
 - ⑤ビジネスセンス
 - ⑥ CB の環境面・社会面での社会性や志への理解
 - ⑦ CB との適切な距離を保ち、支援をフェードアウトして自立を促す時期を見極める力

(資料) 検討会での意見を踏まえ、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

⁵² モデル事業からは、環境 CB の持続的成長のためには、環境 CB の個別具体的な事業支援だけではなく、対象となる環境 CB 事業者が抱える課題を分析し、必要な解決の方向性を提示したり、必要な専門家につなぐことができる人材が必要だとの意見が出された。また、間接金融実務者検討会からは、CB 支援のための地域連携の重要性と、地域連携において主体間をつなぐ役割を果たすコーディネーターが必要だとの意見が出された。

2) 専門的観点からの支援を行う人材や組織の整備・充実

スタートアップ段階にある環境 CB や、事業展開期にある環境 CB においては、事業計画策定の支援や、資金調達に関する支援、技術的側面からの支援等各種の専門的観点から、環境 CB に対する支援を行う人材が必要である⁵³。

専門的観点からのサポートにおいても、支援者は、CB の社会的価値をよく理解し、地域特性等にもある程度通じていることが望ましい。また、会計・税務に関する支援や技術的側面からの支援等では専門性に基づく人材が必要となるが、金融機関や企業 OB 等、地域における様々な人材の活用が有効に機能することも考えられる。各々の地域において、こうした人材の発掘や育成、及び組織の整備・充実を図ることが求められる。

図表 7-7 専門的観点からの支援を行う人材や組織の整備・充実

- ◆「スタートアップ段階」及び「事業展開期」にある環境 CB について、環境 CB が直面する各種の課題に専門的観点からサポートを行える人材や組織の充実が必要である。
- ◆専門性を有する人材（例：公認会計士・税理士・各種技術者等）による支援と、金融機関や企業 OB 等のボランティアな人材の活用等が考えられる。
- ◆いずれの場合においても、現状では人材不足であるため、発掘・育成に向けた取り組みが必要となる。

⁵³ モデル事業からは、環境 CB の持続的成長のために、専門家が果たせる役割が多くあることが示された。また、あり方検討会委員からは、高度で専門的な人材を地域内で確保することの必要性と、金融機関等で職務経験のある人材が、生活圏の環境 CB や CF のサポートをすることが必要との意向が示された。

3) 支援にかかるコストを吸収する仕組みを官民が協力して創設

上述した1) や2) を持続的に実施する上では、支援にかかるコスト負担の問題を解決するための仕組みを創設する必要がある。図表 7-8では、あり方検討会・実務者検討会での意見を踏まえて、コーディネーターや専門家が環境 CB の支援を行うためのコストを官民が協力して負担する仕組みのイメージ例を示した。

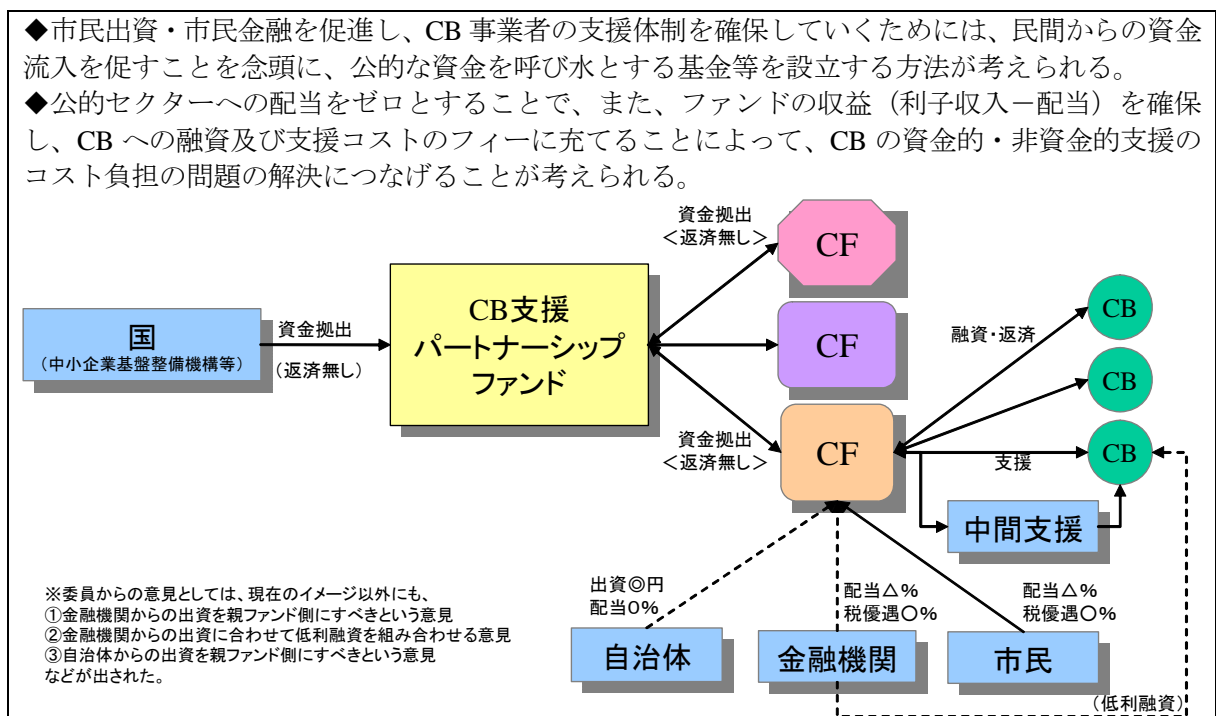
ここでは、国が CB を支援することを目的とした「CB 支援パートナーシップファンド」を全国で1つ設立し、ここから各地域の CF に対して資金を拠出し、CF が CB に貸付を行うことを想定した。特徴としては、

- ・ 国が CB 事業の支援の原資を提供することにより、パートナーシップファンド及び各地域の CF の社会的信用力を付与し、金融機関や市民からの出資を誘引できること
- ・ 公的セクターの配当をゼロとすることで、本ファンドの収益（利子収入－配当）を確保できること
- ・ これとは別に、CB への融資及び支援のコストを相殺する助成等を行うことにより、1) や 2) 等の支援を行える環境を確保できる

が挙げられる。

こうした支援の仕組みには、様々な手法が想定される（検討会では、①金融機関の出資を親ファンド側とすべきとの意見、②金融機関の出資を促すと共に CB に対する低利融資を組み合わせるべきとの意見、③自治体が出資を親ファンド側にすべきとの意見をはじめ、様々な意見が出された）が、1) や2) で記載した各種支援と連動させることで、CB の持続的成長に向けた支援をより効果的・効率的に行うことが重要であり、そのあり方についてさらに検討すべきである。

図表 7-8 CB 支援パートナーシップファンドのイメージ例



(資料) 直接金融実務者検討会加藤委員提供

(2) 出資者が安心して出資できる仕組みや経済的インセンティブの提供

市民出資・市民金融を活用し、CBの持続的成長を促すためには、出資者が安心してCFや環境CBに出資できる仕組みや、経済的なインセンティブが必要となる。

1) 情報的手法による安心感の提供

直接金融的な手法で資金調達に取り組むCBの第三者評価

CB事業者が直接金融的な手法により資金調達を行う場合において、市民が安心して出資等の資金提供を行うことができるよう、例えば以下のような仕組みを構築する必要がある。

CB事業者の財務状況や、社会的価値について、第三者が評価を行い、その結果をステークホルダーに広く提供する仕組みを構築する。

◆第三者評価においては、社会的な信用を付与する観点から、地域の実情や必要性に応じて、国等の公的機関が関与する。

◆金融機関や支援機関等、評価結果を活用する主体が第三者評価に関与することで、透明性ある事業評価を実施する。

支援対象となり得る環境CB及びCFの認定等を適切に行う上でのガイドライン等の検討

今後、税制優遇や債務保証といった公的支援を行う上では、支援対象となる環境CBやCF側にも、適切な情報開示や説明責任を果たすことが求められてくる。こうした環境CBやCFを適切かつ客観的に評価しうるよう、例えば以下のような仕組みを検討することが必要である。

◆公的支援の対象を適切に抽出する上で必要な、情報開示のルールを含むガイドラインを作成する。その際、自発的に活動してきたCF等の活動を阻害しないよう、CF及びCBの独自性や自主性とのバランスに十分留意しつつ、実態に即したガイドラインの作成を行う。

◆海外の事例を参考に、認定CDFI等、客観的かつ公正な認定の仕組みを構築し、納税者に対する説明責任を果たしながら、社会的事業を育てる仕組みを確立する。

2) 経済的手法による安心感の提供

環境等の社会的事業への市民出資に対する税制優遇

環境CBを始めとする社会的事業は、地球温暖化を始めとする環境問題、少子高齢化問題、構造的格差から来る地域社会の不安定さ等をカバーする手段のひとつとして、重要な意義がある。また、社会的事業はその担い手となる組織の柔軟性や、多元性・多様性によって、公的セクターの手の届きにくい多様なサービス提供を可能とする。さらに、市民出資・市民金融は、出資する市民側にとっても、自らの意思を表明し、社会貢献へ参加する手段のひとつとして重要である。

環境等の社会的事業への市民出資に対し、税制優遇を行うことは、環境等の社会的事業への市民出資を促進させ、こうした社会的事業を飛躍的に増加させることが期待される。

本調査では、海外における先進事例から様々な示唆を得ることができた⁵⁴。

例えばオランダのグリーンファンド・スキームでは、税制優遇により、政府の税収は直接的には減少するが、補助金と比べて費用対効果が高く、補助金による環境事業育成に比べると結果としてコストが低く抑えられていた。また、環境負荷の高い事業に対する重課税と低い事業の優遇をセットで進めることで、税体系全体としてバランスを取っていた（第5章 II. 2. 参照）。

イギリスの CDFI では、税制優遇による民間資金の流入拡大と、公的資金の活用による基盤強化の両方を組み合わせることで、CDFI の資金調達手段を多様化し、資金循環を促進させるよう工夫していた（第5章 II. 3.5 参照）。

今後は、環境 CB を始めとする社会的事業の必要性や重要性に鑑み、社会的事業に民間資金を一層流入させるための仕組みとして、税制優遇を含む仕組みづくりが求められる。

CF や CB への出資に対し、税制優遇等の経済的なインセンティブを検討する。
◆検討の際には、税制優遇による直接的な税収減のみに着目するのではなく、補助金と比した場合の効果の高さや、環境事業のイノベーションを前進させる効果、税制優遇により金融機関等の市民出資以外の手法による環境事業への市場開拓を進める効果、等を加味し、適切な判断を行う。

公的機関等が協力した債務保証の充実

現状では、社会的事業の担い手には NPO 法人が多く含まれるが、これらの組織は信用保証制度の対象外となるケースが多い。公的信用保証制度は、中小企業者の金融円滑化のために設立された公的制度であるが、信用保証制度の根拠法である中小企業信用保険法の対象に NPO 法人が含まれていないことから、信用保証協会が NPO 法人を対象とすることはほぼない⁵⁵。

市民出資・市民金融を促進するためには、民間の主体（市民、CB 事業者、金融機関等を

⁵⁴海外調査事例からは、市民の社会的活動への出資を刺激する方策として、こうした活動に対する出資・預金に対する税制優遇措置が取られる例が確認された。特に、グリーンファンド・スキームでは、政府・金融機関・個人投資家・事業者のいずれにとっても持続可能な仕組みとして機能していることがわかった。

⁵⁵以下は、「豊かな公を支える資金循環システムに関する実態調査」（内閣府 2007）から引用。

「公的信用保証制度は、中小企業者の金融円滑化のために設立された公的制度で、事業者が金融機関から事業資金を調達する時に、信用保証協会が保証人として中小企業者の信用力を補完することで、円滑な資金調達を促す制度である。信用保証協会が保証をつけることにより、金融機関が資金を貸し出した中小企業が貸し倒れになった場合は、信用保証協会が中小企業に代わって金融機関に債務の支払い（代位弁済）を行う。

さらに、中小企業金融公庫の信用保証制度が、信用保証協会の保証を保険によってカバーし、信用保証制度をバックアップする役割を果たしている。信用保証協会が金融機関に代位弁済を行った際に、中小企業金融公庫は、信用保証協会に代位弁済額の 70%又は 80%を保険金として支払う。

信用保証協会の根拠法は、信用保証協会法であり、法第 20 条「業務」では、「中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付、手形の割引又は給付を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証」等々協会の業務を規程している。この「中小企業者等」の概念では、特定非営利活動法人は特に排除されていない。一方で信用保証制度の根拠法である中小企業信用保険法の対象として、NPO 法人はこの範疇に入っていない。よって、信用保証制度の保険契約を行う主体である信用保証協会と中小企業金融公庫との間で保険の支払いはされず、無保険状態となる。一般の信用保証制度は保険制度がないものはほぼ皆無と言ってよく、従って、信用保証協会としては NPO 法人を対象とすることはほぼはないといってよい。」

含む) が過度なリスクを負わなければならない状況を改善する必要がある⁵⁶。こうしたことから、今後、国や自治体等の公的機関において、必要性に応じて一部の債務保証を行いうるような公的債務保証を充実させることが望まれる。

CB に対する民間からの投融資を呼び込む仕組みとして、また CB の社会的信用力を高めるための仕組みとして、地域の実情や必要性に応じ、CF や金融機関に代わって国や自治体等が一部の債務保証をする仕組みを検討する。

⁵⁶直接金融実務者検討会では、自然エネルギー事業は安定的な売電収入が見込まれる一方で、初期投資額が大きく返済に時間を要する等、各事業にはそれぞれ固有の事業リスクがあるが社会的に価値の認められるものについて、公的債務保証を充実すべきとの意見が出された。

(3) 市民出資・市民金融を取り巻く法的課題の解決

市民出資・市民金融を取り巻く法的課題の解決に向けては、環境省のみならず他省庁も含めた連携による解決が求められる。

1) 匿名組合契約や擬似私募債、非営利型株式会社の法的位置づけの明確化

匿名組合契約については、金融商品取引法における、匿名組合契約を用いた出資について、CB 事業者による市民出資の募集に適した法制度の整備が望まれる。また、金融機関からの借入等と市民出資を組み合わせる資金調達を行う場合、返済の際の優先順位をどのように設定するか判断が困難な場合があることから、金融機関側の理解や具体的な協力の促進に向けて、国等が適切な情報発信や金融機関に対する普及啓発を進めることが期待される。

擬似私募債については、法的位置づけを明確にし、CB 事業者に適した資金調達方法のあり方を示す等、一定のルールづくりを進めることが、より多様な資金調達方法の普及を促進すると考えられる。

CB 事業者による市民出資の募集に適した法制度を検討する。

- ◆金融機関側と CF との連携に向けて、国等が適切な情報発信や金融機関に対する普及啓発を行う。
- ◆擬似私募債の法的位置づけの明確化及び CB 事業者が擬似私募債により資金調達を行う場合のルールづくりを進める。

2) 社会的課題解決をサポートする存在としての、CF の社会的位置づけの明確化とそれに見合った法制度や環境の整備

実務者検討会では、社会的課題を進める主体としての CB や、CB をサポートする存在としての CF の意義や役割を明確に位置づけた上で、それに見合った法制度や環境を整えるべきだという意見が出された。

環境 CB を育てる資金調達手法の多様化の観点から、間接金融型の市民出資・市民金融に適した法人制度や法的枠組みを設計する必要がある。また、CB の成長を促進させる存在として CF を認識し、CF の運営原資として税制優遇とあわせた政府による運営コストの負担のあり方について省庁横断的な検討を行う必要がある⁵⁷。

- ◆市民出資・市民金融を、環境 CB をサポートする存在として位置づけ、これまで市民が草の根的に活動してきた CF に対して、社会的位置づけを付与するための仕組みを検討する。
- ◆間接金融型の市民出資・市民金融の法的枠組み及び CF の運営コストの負担のあり方について、環境省、経済産業省、金融庁を始めとする関連各省庁が協働して取り組む。

⁵⁷海外事例調査では、民間からの出資を促進する NMTC プログラムや CITR 制度に合わせて、CDFI 基金やフェニックスファンド等、政府補助による CDFI 支援が必要との示唆が得られた。

(4) 情報発信と普及啓発

1) CBの資金調達にあたっての効率的なツールの作成と広く一般への提供（市民出資・市民金融の募集や運営に係る実務マニュアルの作成）

CBを運営するにあたり、各事業者が必要な資金調達の方法や考え方を俯瞰するためのコンパクトなツールを整理し、広く発信することが求められる。また、CBに対する支援策や一般的な情報を市民に提供し、認知度の向上や普及啓発に努めることで、新たなCBの立ち上げを促すことにもつながる。このため、特に比較的新しい取り組みである市民出資・市民金融の募集や運営に関する実務マニュアルを作成することで、今後こうした手法を施行しようとする各地の事業者や中間支援組織、金融機関等の円滑な理解促進を進めることが必要である。

◆資金調達の方法や考え方に関するコンパクトなツールを含め、市民出資・市民金融の募集や運営に関わる実務マニュアルを作成する。

2) 法的な課題もフォローする市民出資相談窓口の設置

現在、わが国において市民出資・市民金融に関する情報を集約する窓口がなく、事業者は法的課題も含めて自力での情報収集を余儀なくされている。

今後、市民出資・市民金融による環境CBのサポートや発展を目指す上で、相談機能や情報仲介機能を持つ相談窓口が必要である⁵⁸。

◆市民出資・市民金融に取り組もうとする各地の事業者や中間支援組織、金融機関等を対象とした相談窓口を、公的機関等に設置する。
◆窓口の機能としては、実務に携わる経験を持つ事業者を紹介すること、法的課題について適切にアドバイスできる専門家を紹介すること、等が挙げられる。

3) 事例の整理と提供

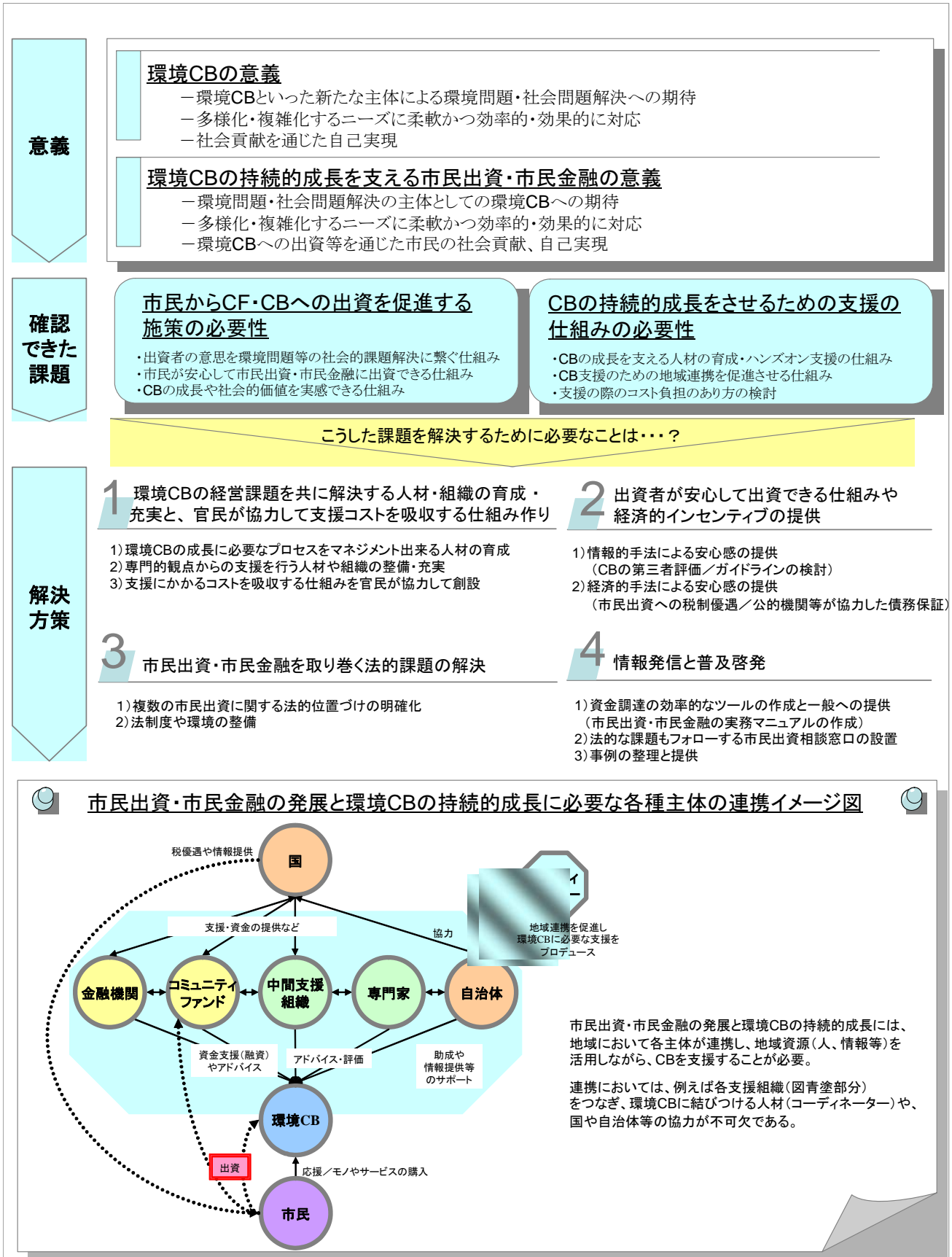
CBにおける資金調達のプロセスや事業を成立させている重要な要素に着目しとりまとめ、広く情報発信することが必要である⁵⁹。このため、例えば以下のような仕組みが求められる。

CBにおける資金調達のプロセスや事業を成立させている重要な要素（ビジネスモデル、事業リスク、経営資源、事業目的の実現に向けた想い、協力者等）について、分析・取りまとめ、広く発信する。
◆公的機関が主体となり、CBに関する情報共有機会を創出する。

⁵⁸直接金融実務者検討会では、CB事業者が必要に応じて法的課題を相談できる先が必要との意見があった。また、モデル事業からも同様の提案があった。

⁵⁹直接金融実務者検討会では、提言1としてCBへの理解促進に向けた具体策の必要性について意見が出された。また、間接金融実務者検討会では、提言4として既存金融機関とCFとの情報共有による理解促進と新産業の創出が必要との意見が出された。

3. まとめ



参考資料編

1. 信用金庫による NPO・CB 向け融資制度一覧

機関名	都道府県	ローン名称	機関名	都道府県	ローン名称
渡島信用金庫	北海道	ベンチャー企業支援資金 (KITAI)	上田信用金庫	長野県	上田しんきん NPO ローン取扱中
新庄信用金庫	山形県	しんきん NPO ローン	金沢信用金庫	石川県	NPO 支援ローン
気仙沼信用金庫	宮城県	気仙沼しんきん NPO 支援ローン	北陸信用金庫	石川県	NPO 活動支援資金
那須川信用金庫	福島県	新事業育成資金	沼津信用金庫	静岡県	ベンチャー/NPO 企業融資支援制度
福島信用金庫	福島県	わくわく・SHOP	岐阜信用金庫	岐阜県	ぎふしん NPO 法人支援ローン ぎふしん地域活性化支援ローン
佐野信用金庫	栃木県	さのしん NPO サポートプラン	東濃信用金庫	岐阜県	とうしん NPO 応援ローン
水戸信用金庫	茨城	NPO 事業サポートローン	知多信用金庫	愛知県	NPO 支援ローン
さわやか信用金庫	東京都		碧海信用金庫	愛知県	へきしん NPO 支援ローン
西武信用金庫	東京都	西武コミュニティローン (コミュニティ・ビジネス支援ローン)	京都北都信用金庫	京都府	ほくと NPO 事業支援ローン
青梅信用金庫	東京都	NPO 法人支援資金	永和信用金庫	大阪府	えいわ NPO ローン
多摩信用金庫	東京都	NPO 事業支援ローン	奈良中央信用金庫	奈良県	ちゅうしん NPO ローン
横浜信用金庫	神奈川県	横浜こみゆにていろん	きのくに信用金庫	和歌山県	きのくに NPO 支援ローン
長野信用金庫	長野県	しんきん NPO ローン	大分みらい信用金庫	大分県	創業サポートローン

2. 労働金庫によるNPO・CB向け融資制度一覧

機関名	都道府県	ローン名称	対象	用途	融資金額(単位:万円)	期間	金利	担保
北海道労働金庫	北海道	ろうきんNPO事業サポートローン	特定非営利活動法人	運転資金 設備資金	無担保 原則500万円以内 有担保 (運転資金) 原則500万円以内 (設備資金) 原則5,000万円以内	運転資金 手形貸付1年以内 証書貸付原則最長3年以内 設備資金 無担保 原則5年以内 有担保 原則10年以内	無担保 2.875%(変動金利) 有担保 3.375%(変動金利)	担保: 無担保 不要 有担保 不動産、当庫預金、その他 保証人: 法人理事(原則3名以上)の連帯保証人が必要。(無担保・有担保を問わず)
東北労働金庫	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	NPO事業サポートローン	特定非営利活動法人	つなぎ資金 運転資金 設備資金	無担保 原則500万円以内 有担保 不動産担保:原則5,000万円以内で担保評価額の範囲内まで 預金担保:原則5,000万円以内で担保預金の残高まで	証書貸付 最長10年 手形貸付 最長1年	つなぎ資金 2.125% 無担保 2.625% 有担保 不動産 2.125%(固定金利) 2.375%(変動金利) 預金担保 担保預金利率+0.5%(固定金利)	担保: 無担保 不要 有担保 不動産、預金 不動産は原則第1順位設定 保証人: 法人代表者を含めた3名以上の個人連帯保証人
中央労働金庫	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県	NPO事業サポートローン	特定非営利活動法人	運転資金 設備資金 つなぎ資金	無担保 500万円 有担保 5,000万円	つなぎ資金・運転資金 原則1年以内 設備資金 原則10年以内	無担保 2.875%(変動金利) 有担保 2.375%(変動金利)	保証人: つなぎ資金・運転資金 東京労働者共同保証協会の保証及び個人連帯保証人1名(代表者等) 設備資金 個人連帯保証人3名以上(代表者等)
長野県労働金庫	長野県	NPOサポートローン	特定非営利活動法人	運転資金 設備資金 つなぎ資金	無担保 最高500万円 (但し、つなぎ資金を利用の場合は必要額の最高90%まで) 有担保 最高3,000万円	証書貸付 無担保 最長5年 有担保 最長10年 手形貸付 最長1年	固定金利 詳細は店頭で問い合わせ	担保: 無担保 原則不要 有担保 NPO法人所有の不動産または法人代表者個人所有の不動産。担保不動産には当金庫を第1順位とする普通抵当権を設定。 保証人: 無担保、有担保を問わず、当該法人の代表者1名及び当該法人の理事2名
新潟県労働金庫	新潟県	NPO事業サポートローン	特定非営利活動法人	運転資金 設備資金 つなぎ資金	無担保 500万円 有担保 3,000万円	無担保 最長5年(1年単位) 有担保 最長10年(1年単位)	金庫所定の金利 詳細は店頭で問い合わせ	担保: 無担保 不要 有担保 不動産あるいは当金庫預金 保証人: 個人連帯保証人を3名(うち法人代表者1名以上含む)以上
北陸労働金庫	富山県・石川県・福井県	NPO事業サポートローン	特定非営利活動法人	運転資金 設備資金	無担保 500万円以内 有担保 5,000万円以内 *担保評価の範囲内	2.575%~2.875%	運転資金 手形貸付1年以内 証書貸付は5年以内 設備資金 7年以内(不動産取得等の場合は15年以内)	担保: 無担保 不要 有担保 不動産に第1位順位の抵当権設定、自庫預金担保も可 保証人: 無担保・有担保を問わず、原則として法人代表者、他連帯保証人2名

静岡県労働金庫	静岡県	NPO 事業サ ポートローン	特定非営利 活動法人	運転資金 設備資金	無担保 1,000 万円以内 有担保 5,000 万円以内 * 担保評価の範囲内	証書貸付 運転資金 5 年以内 設備資金 7 年以内 手形貸付 1 年以内	証書貸付 無担保 3.125% 有担保 2.625% 手形貸付 2.625%	担保： 無担保 不要 有担保 融資対象不動産に原則として当金庫を第 1 順位 とする抵当権を設定 保証人： 無担保・有担保の別を問わず、個人の連帯保証人が 3 名以 上必要。 (法人代表者の他、連帯保証人 2 名以上)
東海労働金庫	愛知県・岐阜県・三 重県	NPO 事業サ ポートローン	特定非営利 活動法人	運営資金 設備資金	無担保 1,000 万円以内 有担保 担保評価の範囲内 (指定管理者に係る申し込みの場合はこ の限りでない)	運営資金 5 年以内 設備資金 7 年以内 指定管理者に係る資金 2 年以 内	無担保 (1 年以内 固定 2.85%) 無担保 (3 年以内 固定 3.05%) 無担保 (3 年越 固定 2.975%) 有担保 (1 年以内 固定 2.65%) 有担保 (3 年以内 固定 2.85%) 有担保 (3 年越 固定 2.85%) 預金担保・手形貸付 (差入預 金金利+0.5%) 指定管理者に係る申し込み 無担保 6 ヶ月以内 連帯保証あり 1.5%、なし 1.875%	担保： 当金庫定期預金 (担保提供者のみ連帯保証人) 有価証券、不動産 保証人： 個人連帯保証人 2 名以上 (代表者含む)、担保提供者は連 帯保証人 指定管理者に係る申し込みの場合は連帯保証人不要の取 扱いも選択できる
近畿労働金庫	滋賀県・奈良県・京 都府・大阪府・和歌 山県・兵庫県	NPO 事業サ ポートローン (基本)	特定非営利 活動法人	運転資金設備 資金	無担保 1,000 万円以内 (当座貸越を含む) 有担保 原則として担保評価の範囲内	運転資金 5 年以内 設備資金 7 年以内 (有担保：最長 20 年)	所定の変動金利	担保： 無担保 不要有担保 不動産・近畿ろうきんの定期預金等 保証人：原則、法人代表者、他 2 名以上
	滋賀県・奈良県・京 都府・大阪府・和歌 山県・兵庫県	NPO 事業サ ポートローン (当座貸越)	特定非営利 活動法人	運転資金	300 万円	1 年ごとの更新	所定の変動金利	担保： 不要 保証人： 原則、法人代表者、他 2 名以上
		NPO 事業サ ポートローン (つなぎ)	特定非営利 活動法人	つなぎ資金	年間事業受託額の 90% 以内で、かつ、原 則として 2,000 万円以内	原則 1 年以内	所定の固定金利	担保： 不要 保証人： 原則、法人代表者、他 2 名以上
		社会福祉法人 向け融資制度 (基本)	社会福祉法 人	運転資金 設備資金	無担保 3,000 万円以内 (当座貸越を含む) 有担保 原則として担保評価の範囲内	運転資金 5 年以内 設備資金 7 年以内 (有担保：最長 20 年)	所定の変動金利	担保： 無担保 不要 有担保 不動産・近畿ろうきんの定期預金等 保証人： 原則、法人代表者、他 2 名以上
		社会福祉法人 向け融資制度 (当座貸越)	社会福祉法 人	運転資金	300 万円	1 年ごとの更新	所定の変動金利	担保： 不要 保証人： 原則、法人代表者、他 2 名以上
社会福祉法人 向け融資制度 (つなぎ)	社会福祉法 人	つなぎ資金	年間事業受託額の 90% 以内で、かつ、原 則として 2,000 万円以内	原則 1 年以内	所定の固定金利	担保： 不要 保証人： 原則、法人代表者、他 2 名以上		

		障害者市民活動支援融資 (ゆめのたね)	特定非営利活動法人	設備資金 運転資金 立ち上げ資金	500万円以内	証書貸付 5年以内 手形貸付 1年以内	所定の融資金利 証書貸付 変動金利 手形貸付 固定金利	担保： 不要 保証人： 原則、法人代表者、他1名以上
		きょうと市民活動応援提携融資制度	特定非営利活動法人	設備資金 運転資金 立ち上げ資金	500万円以内	証書貸付 5年以内 手形貸付 1年以内	所定の融資金利 証書貸付 変動金利 手形貸付 固定金利	担保： 不要 保証人： 原則、法人代表者、他1名以上
中国労働金庫	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県	NPO事業サポートローン	特定非営利活動法人	運転資金 設備資金	無担保 最高500万円 有担保 最高3,000万円	運転資金 最長1年 (無担保・有担保を問わず) 設備資金 無担保 最長5年 有担保 最長10年	無担保 年4.075% (固定・変動) 有担保 年3.075% (固定・変動)	担保： 融資対象不動産(第1順位の(根)抵当権を設定) 保証人： 当該法人の代表理事1名以上、理事2名以上
四国労働金庫	徳島県・香川県・愛媛県・高知県	NPO事業サポートローン	特定非営利活動法人	運転資金(つなぎ資金含む) 設備資金	無担保 500万円以内。但し、「つなぎ資金」は、委託金・助成金の交付額の範囲内。 有担保 3,000万円以内で、かつ担保評価の範囲内。	運転資金 最長1年 (無担保・有担保を問わず) 設備資金 無担保 最長5年 有担保 最長10年 但し、不動産取得は、最長20年	無担保 固定金利 返済期間1年以内 3.875% 返済期間1年超5年以内 4.375% 有担保 変動金利 返済期間5年以内 3.075% 返済期間5年超 3.375%	保証人： 融資申込法人の代表者を含む2名以上
九州労働金庫	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県	NPO事業サポートローン	特定非営利活動法人	運転資金 設備資金	無担保 500万円 有担保 2,000万円	手形貸付 1年以内 証書貸付 無担保7年以内 有担保15年以内	2.875%~3.875%	担保： 無担保 不要 担保 保動産・預金 保証人： 個人保証人3名以上
沖縄労働金庫	沖縄県	NPO事業サポートローン	特定非営利活動法人	運転資金 設備資金	1. 無担保融資・・・原則として1団体あたり500万円以内 2. 有担保融資・・・担保評価に基づく融資可能額の範囲内	手形貸付 1年以内 証書貸付 無担保 5年以内 有担保 10年以内	無担保 3.50% 有担保 3.00%	保証人： 融資申込団体の代表者、役員等3名以上

平成 20 年度環境省請負業務

平成 20 年度コミュニティ・ファンド等を活用した
環境保全活動の促進に係る調査検討業務 報告書

平成 21 年 3 月

発行：環境省総合環境政策局 環境計画課

<http://www.env.go.jp/>

東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館

調査担当：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

環境・エネルギー部

<http://www.murc.jp/index.php>
